

令和元年(ワ)第33338号  
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣  
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その7)(被告JR西日本)

2020(令和2)年8月16日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

被告JR西日本への求釈明について(未回答の項目の再掲と、回答の催促)

原告は、2020(令和2)年7月13日付の「準備書面(その5)」において、

「列車内で乗客同士のトラブルが発生したとき、仲裁に入った車掌が激高した側に従うのであれば、冷静に振る舞うのを止め声の大きさを競わなければ損をするという話になり、列車内の秩序(静穏)を保てなくなってしまう」

問題についての求釈明を行っていますが、本日現在、被告JR西日本からの回答を受け取っていません。

被告JR西日本は、この求釈明に対して、すみやかに回答願います。

求釈明の内容の詳細については、準備書面(その5)を参照願います。

なお、もしも被告JR西日本が、この求釈明について、反駁できるだけの論理的・合理的な根拠を示すことができず、原告の主張は正当だと認めるのであれば、いたずらに回答ひいては訴訟を引き延ばす遅延行為を行わず、反駁できない旨の回答をすみやかに提出するよう求めます。

また裁判所に対しては、上に記した求釈明に係る回答期限を設定し、被告JR西日本が当該期限までに回答を提出しなかった場合には、被告JR西日本が本件訴訟に係る原告の主張をすべて正当だと認めたものと見なし、被告JR西日本に損害賠償金の支払いを命じる判決を出すよう、合わせて求めます。

以上